

「請負による建設の事業」における

労務費率を用いた労災保険料の算定について

1 労災保険料の算定方法

労災保険料は、賃金総額に労災保険率を乗じて計算します。

$$\text{賃金総額} \times \text{労災保険率} = \text{労災保険料}$$

賃金総額は、原則として事業主がその事業に雇用するすべての労働者に支払う賃金の総額のことです。

しかし、事業の特殊性から賃金総額を正確に算定することが困難であると認められる事業については、賃金総額の算定の方法に特例が認められています。

2 「請負による建設の事業」における労務費率を用いた賃金総額算定の特例

請負による建設の事業は、数次の請負によって行われるのが常態です。この場合、本来であれば、元請負人がその下請事業に雇用されるすべての労働者についての賃金総額を算定し、労災保険料の計算をして納付しなければなりません。

しかし、元請負人がその事業全体の賃金総額を正確に把握することが困難な場合があるため、請負金額に、下表の労務費率を乗じて得た額を賃金総額とすることが認められています。

その場合、

$$\underbrace{\text{請負金額} \times \text{労務費率}} \times \text{労災保険率} = \text{労災保険料}$$

『賃金総額』

という式により、労災保険料を算定することとなります。

(注) 『請負金額』とは、請負代金のことです。ただし、事業主が注文者からその事業に使用する工事用の資材を支給されたり、又は機械器具を貸与された場合、請負代金に支給された物の価格又は機械器具の損料を加算した額とします。

「機械装置の組立て又は据付けの事業」については、機械装置の価額を請負代金に加算せず、また、請負代金にこの価額が含まれている時には、この価額を差し引いた額とします。

★ 労務費率を用いて保険料を申告していただく場合

請負金額と労務費率及びそれらに乗じて得た賃金総額を保険料申告書に記入していただくこととなります。詳しくは「平成22年度 事業主のみなさまへ 労働保険の年度更新手続について」をご覧くださいか、最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください。

「平成22年度 事業主のみなさまへ 労働保険の年度更新手続について」
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/100414-1.html>

○ 労務費率表

(平成21年4月1日改定)

事業の種類 分類	事業の種類	請負金額に乗ずる率
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
	道路新設事業	21%
	舗装工事業	19%
	鉄道又は軌道新設事業	24%
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	21%
	既設建築物設備工事業	22%
	機械装置の組立て又は据付けの事業	
	組立て又は取付けに関するもの	40%
	その他のもの	22%
	その他の建設事業	24%

3 労務費率を用いた労災保険料算定の具体例

請負による建設の事業は、数次の請負によって行われるのが常態であり、この場合、下請事業の分も含めて元請負人が保険料を納付します。

例えば、「鉄道の新設事業」において、賃金総額を正確に算定することが困難な場合、事業の種類が「鉄道又は軌道新設事業」に該当することから、「労務費率表」から労務費率「24%」を用いて、下記のように賃金総額を算定することができます。

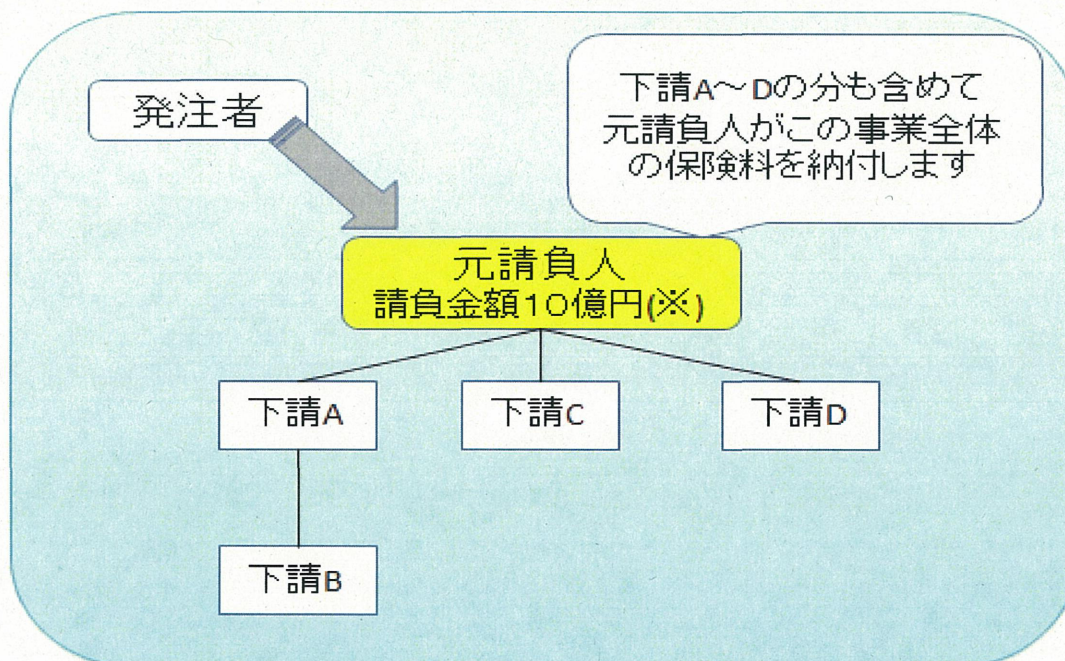
$$\text{請負金額 } 10 \text{ 億円} \times \text{労務費率 } 24\% = \underline{\text{賃金総額 } 2 \text{ 億 } 4 \text{ 千万円}}$$

なお、労務費率を用いて算出することができるのは「賃金総額」ですので、最終的に労災保険料を算定するためには、この「賃金総額」に事業の種類ごとに定められた労災保険率を乗じます。したがって、労災保険料を算定するためには「鉄道の新設事業」に対応する労災保険率1000分の18を乗じることから

$$\text{賃金総額 } 2 \text{ 億 } 4 \text{ 千万円} \times 1000 \text{ 分の } 18 = \underline{\text{労災保険料 } 432 \text{ 万円}}$$

となります。

鉄道の新設事業の例



(※) 発注者から提供された工事用資材がある場合はその価格を加えた額が請負代金になります。詳しくは1ページの(注)をご覧ください。

【参考】

「請負による建設の事業」以外に、賃金総額の算定に特例が設けられている事業として、以下のものがあります。

1 立木の伐採の事業

「素材1立方メートルを生産するために必要な労務費(※)の額」に、「生産するすべての素材の材積を乗じて得た額」を賃金総額とすることが認められています。

※ 都道府県労働局長が定めていますので、事業を管轄する都道府県労働局にご確認ください。

2 造林の事業、木炭又は薪を生産する事業その他の林業の事業（立木の伐採の事業を除きます）

3 水産動植物の採捕又は養殖の事業

2と3については、「労働基準法第12条第8項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額」に、「それぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合計額」を賃金総額とすることが認められています。